

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

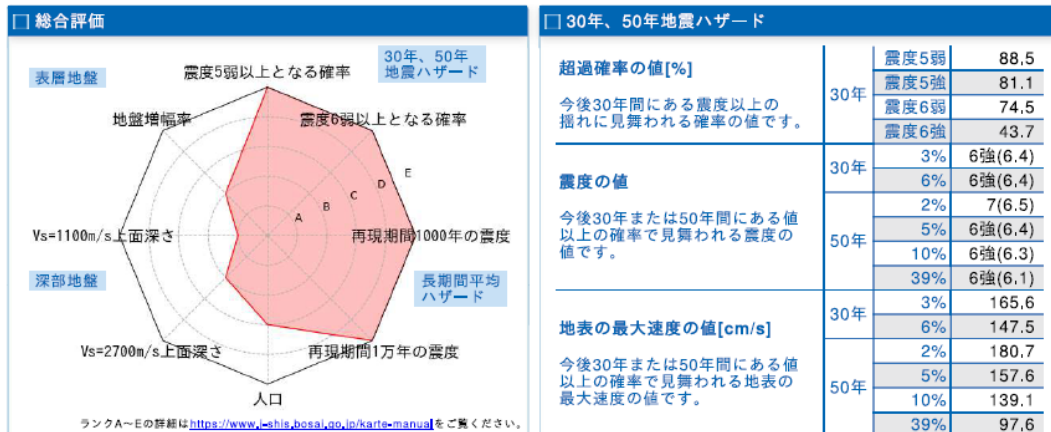
1) 地震による被害

J-SHIS (地震ハザードステーション) の地震ハザードカルテ 2024 年基準によると、馬路村役場や、中小・小規模事業者が多く立地する「馬路村大字馬路付近」において今後 30 年間に震度 6 弱の地震が発生する可能性は 74.5%、6 強においては 43.7%とみられ、馬路村の中心部から車で約 30 分 (約 17km) 離れた「馬路村大字魚梁瀬付近」では震度 6 弱の地震が発生する可能性は 42.6%、6 強においては 2.7%とみられている。高知県防災マップによると最大クラスの地震が発生した場合は、馬路村全域で震度 6 強が予想され、強い揺れによる建物・設備への甚大な被害、土砂災害の発生が想定される。

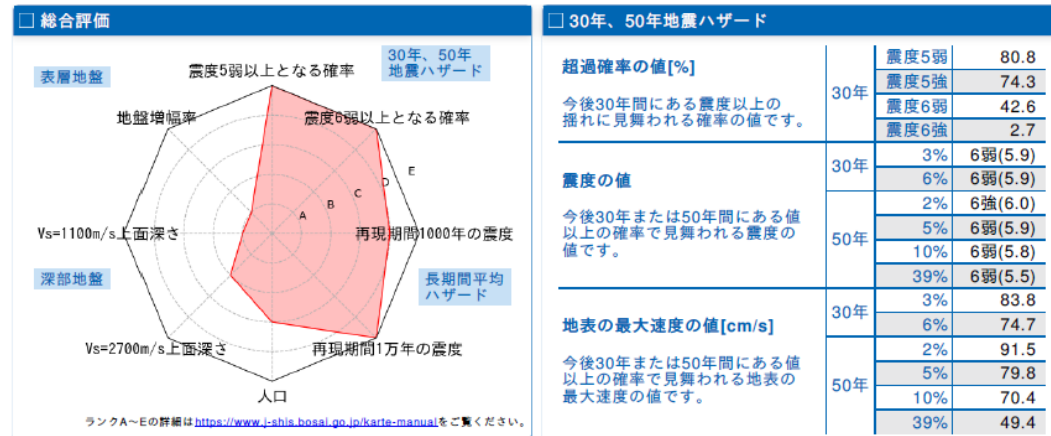


地震ハザードカルテ 2024年基準

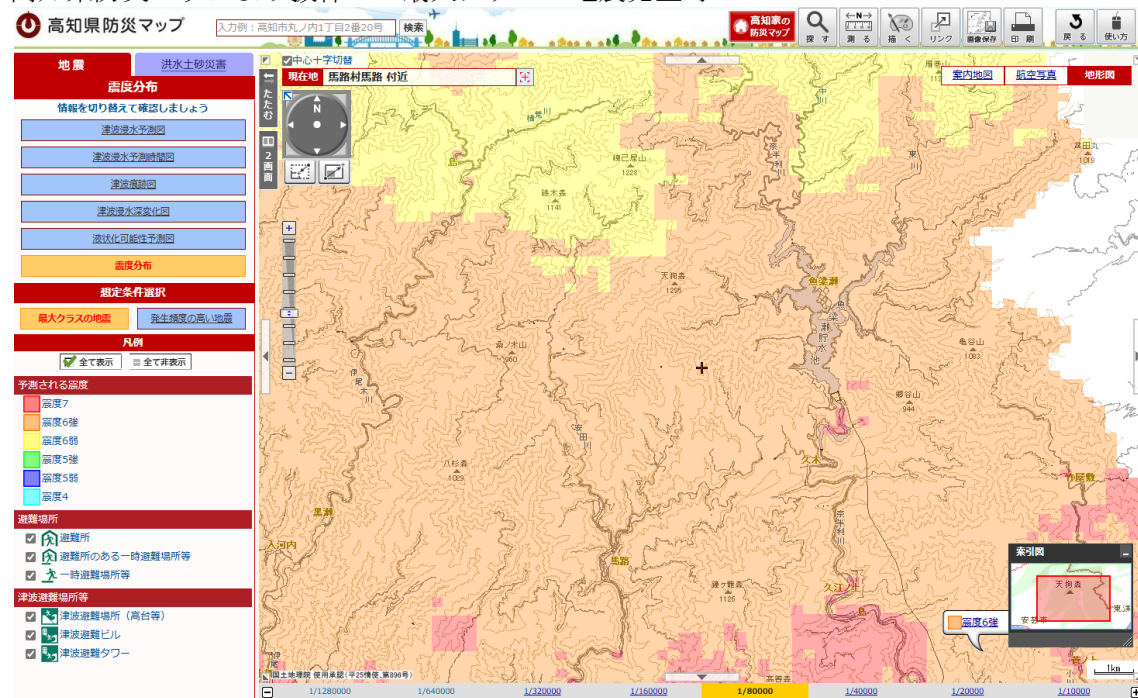
	メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
	5034206342	33.5552N,134.0484E	高知県安芸郡馬路村大字馬路 付近	259m	0~50人



	メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
	5034303844	33.6156N,134.1109E	高知県安芸郡馬路村大字魚梁瀬 付近	508m	0~50人



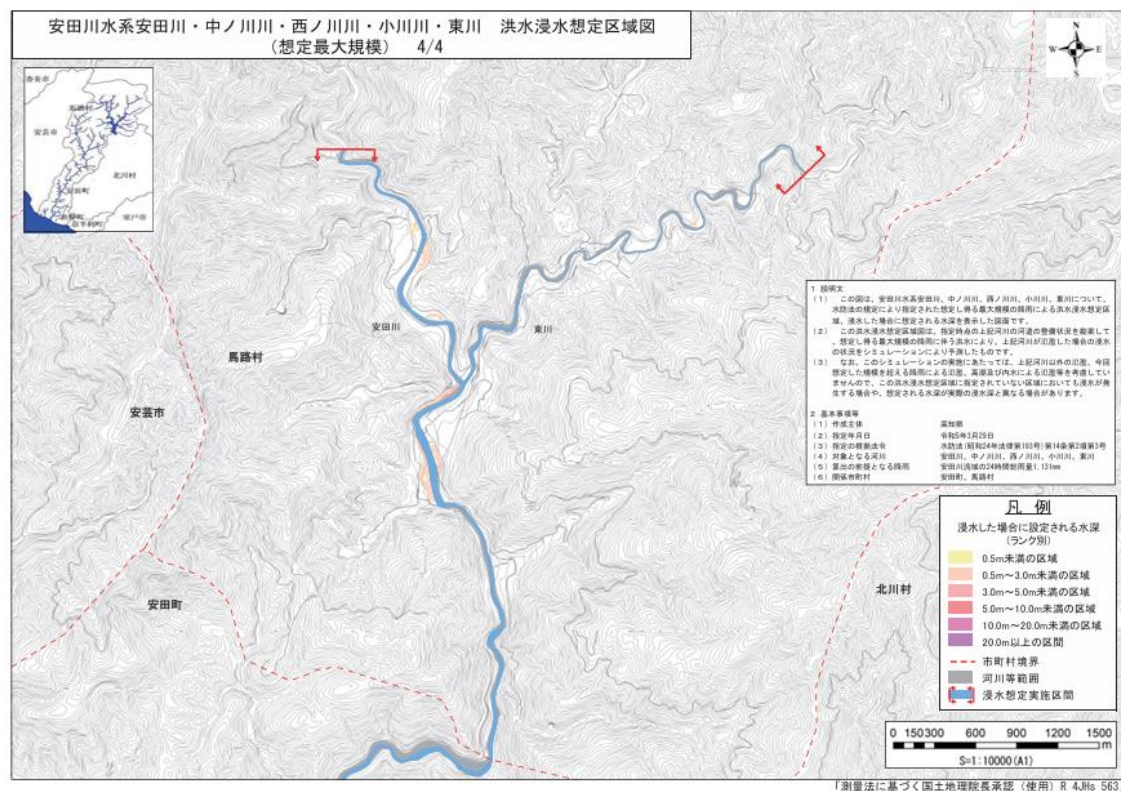
高知県防災マップより抜粋 ～最大クラスの地震発生時～



2) 大雨等による洪水被害

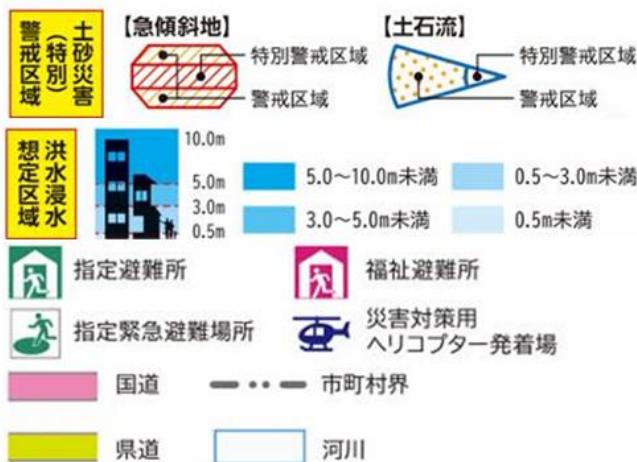
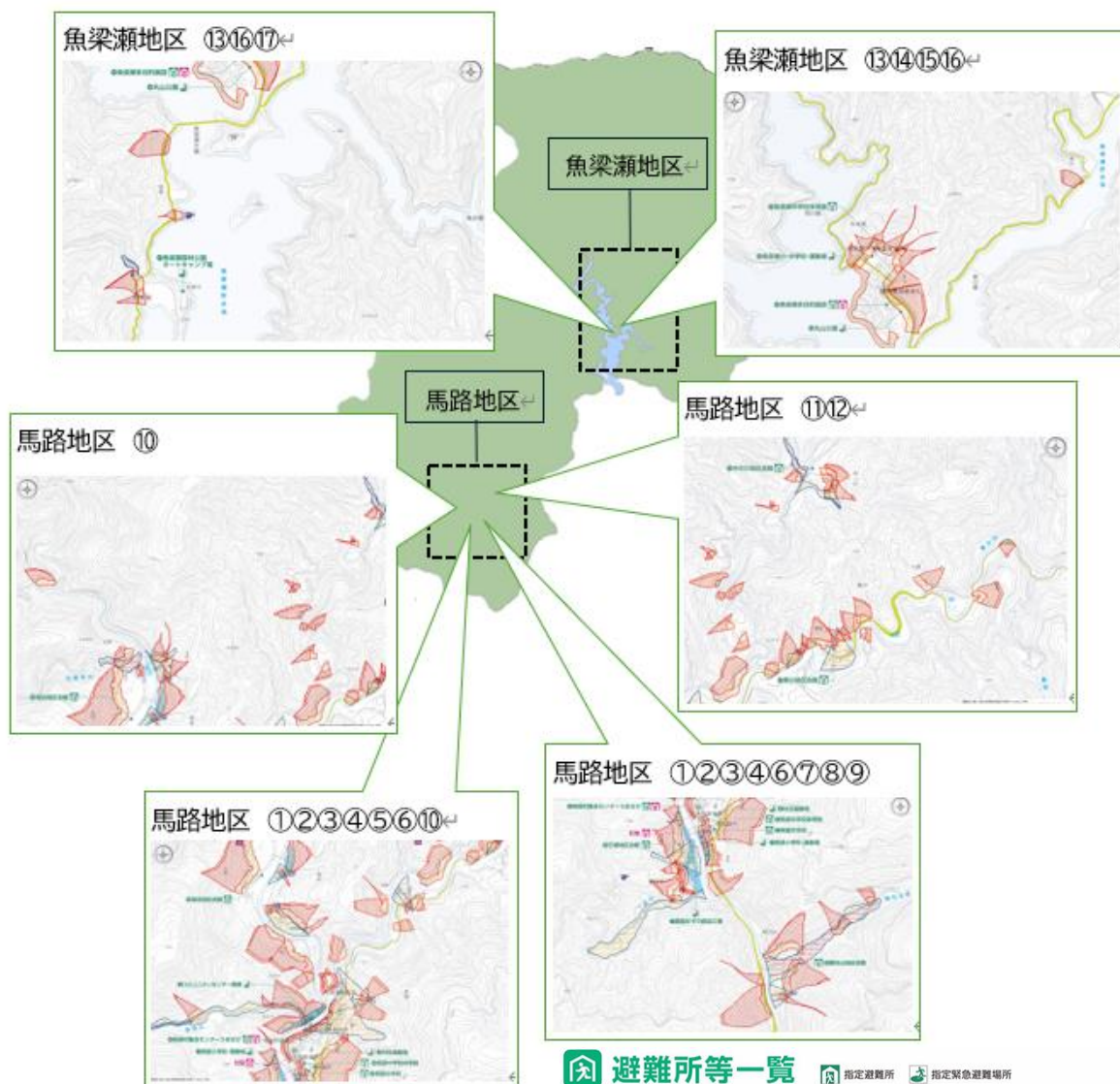
山間部に位置するため雨が多く、魚梁瀬地区にある気象庁設置の雨量計による年間平均降水量は4,000 mmを超えており、日本屈指の多雨地帯である。令和元年8月13日～16日の総降水量は、台風10号の影響により魚梁瀬地区で869.5ミリを観測した。

また、馬路地区の安田川上流・東川上流は高知県が管理する河川の洪水浸水想定区域に指定されており、河川沿いの地域では洪水による浸水のおそれがある。



高知県土木部河川課 HP より抜粋 洪水浸水想定区 (想定最大規模降雨)

<馬路村 土砂災害・洪水ハザードマップより抜粋・加工>



No.	避難場所・避難所	名称	住所	洪水	土砂災害	地震
1		馬路小学校・運動場	馬路 502	○	○	○
2		馬路中学校	馬路 570	○	○	○
3		村民運動場	馬路	○	○	○
4		馬路中学校体育館	馬路 501	○	○	○
5		コミュニティセンター馬路	馬路 3564-1	×	○	○
6		集会センターうまなび	馬路 443	○	○	○
7		農協ゆずの森加工場	馬路 3888-1	×	×	○
8		朝日出地区会館	馬路 110-4	○	×	○
9		日浦地区会館	馬路 3787-1	○	×	○
10		相名地区会館	馬路 3190-1	○	○	○
11		東川地区会館	馬路 1514	○	×	○
12		中の川地区会館	馬路 1620-1	○	○	○
13		魚梁瀬多目的施設	魚梁瀬 10-11	○	○	○
14		魚梁瀬小・中学校・運動場	魚梁瀬 10-149	○	○	○
15		魚梁瀬中学校体育館	魚梁瀬 10-149	○	○	○
16		丸山公園	魚梁瀬	○	○	○
17		魚梁瀬森林公園 オートキャンプ場	魚梁瀬	○	○	○

3) 土砂災害

当村の山間部は急斜面が多く曲線上の流路を持つ溪流が多く見られ、沖積錐が発達していることから、多雨時の土石流発生が予測される個所がある。また、安田川流域・東川流域では崩壊地が数カ所に見られ、今後とも続くおそれがある。

当村の土地利用の特質として、面積の96%を山林が占め、人家は山脚地帯、河川沿いに位置している。同様に、上地図の「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」には事業者も点在しており、土砂災害リスクの把握、対応策の検討が必要となっている。

(2) 商工業者の状況（令和6年4月1日現在）

- ・商工業者等数 20 者
- ・小規模事業者数 18 者

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	面積の96%を山林が占め、馬路村内の事業者の殆どは、山脚地帯と河川沿いに立地している。 立地する殆どの地域で最大震度6強の揺れや、土砂災害・洪水等が想定されている。
建設業	6	5	
製造業	1	0	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	
情報通信業	0	0	
運輸業・郵便業	3	3	
卸売業・小売業	6	6	
金融業・保険業	0	0	
不動産業・物品賃貸業	0	0	
専門・技術サービス業	0	0	
宿泊業・飲食サービス業	2	2	
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	
教育・学習支援業	0	0	
医療・福祉	0	0	
サービス業	2	2	
合計	20	18	

(3) これまでの取り組み

①馬路村の取り組み

- ・馬路村地域防災計画の策定
(一般対策編、地震災害対策編、火災及び事故災害対策編)
- ・馬路村業務継続計画等、諸計画の策定
- ・自主防災組織の育成及び防災訓練の実施
- ・災害備品等の備蓄
- ・その他付随する対策

②中芸地区商工会の取り組み

- ・事業継続力強化計画認定制度の周知、セミナーの開催および計画作成支援
- ・高知県建設業BCP認定制度の周知および計画作成支援
- ・中芸地区商工会事業継続計画(BCP)策定、運用、見直し
- ・高知県火災共済協、ジブラルタ生命保険㈱、東京海上日動火災保険㈱と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進
- ・災害備品の備蓄（ヘルメット・安全防災協定認定リュック＝食料品および防災グッズ一式）

- ・新型コロナウイルス対策として事務所内感染予防措置の実施（パーテーション・アルコール消毒液等の配置）
- ・商工会職員における防災士資格取得への取組（R6.12月現在 1名在籍）

II 課題

- ①中芸地区商工会本所（田野町）の建物は南海トラフ地震において津波災害が発生した際には被災リスクが非常に高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。
- ②地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症拡大において発生が予想される被害やその対策の周知が十分できていない。
- ③地区内小規模事業者に対し国及び高知県の施策の周知や BCP 策定支援事業が十分に実施できていない。
- ④発災時における連絡体制や町村内被害状況の確認範囲、被害額の算定方法等が不明確
- ⑤発災時の具体的な対応と行動について、当会職員内で周知徹底や訓練が出来ておらず、また職員の防災スキル向上についても課題となっている。

III 目標

- ①発災後、長期間に亘って復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。
- ②小規模事業者に対し災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、対策を検討支援する。またその際必要に応じて保険会社等と連携支援ができる体制を構築しておく。
- ③国及び県の施策を周知し、特に簡易版 BCP である事業継続力強化計画の策定支援を実施する
- ④発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当村における被害情報報告体制・方法等を明確化する
- ⑤発災時の初動対応・応急対応の体制を確立し、また高知県防災士養成講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～ 令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当村との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を行う。

〈1、事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、ハザードマップや感染症ガイドライン等を活用して、各事業所が立地する場所の自然災害等リスク、感染症等リスクの周知に努める。
- ・ 発災時、感染症拡大時の事業停止（休止）リスクを軽減するための取組として、各種損保加入推進、国や県の支援策の周知等を行う。
- ・ BCP および事業継続力強化計画作成の必要性をセミナーや巡回により周知するとともに、計画策定支援を行い、実効性のある取組の推進や、効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験をもとに、感染症が社会や経営に及ぼす影響を周知する。またマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT 化やテレワーク環境整備のための情報や支援策の提供を行う。

2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の紹介周知

- ・ 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海トラフ地震・節電対策融資制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について周知を図る。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和4年2月にBCPについて実効性を高めたものに刷新し、定期的に見直しを行っている（別添参照）。

4) 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定の取得

- ・ 現在高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。商工会館被災時において、災害対応を長期的に行うためのスペース確保と職員の資質向上が課題となっている。当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、会館被災時の代替スペースの確保と防災士知識を持つ職員を育成後（現在防災士1名が在籍）、2年以内を目途に認定取得を行う。

5) 関係団体等との連携

- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、事業継続力強化計画策支援を実施する。また全国商工会連合会と「小規模事業者等のリスクマネジメント支援」に関する協定を結んでいる東京海上日動火災保険㈱や、各種支援ツールを提供頂いている、あいおいニッセイ同和損保㈱の協力を仰ぎ、効果的な支援や損害保険の紹介を行う。

6) フォローアップ

- ・ 地区内小規模事業者の事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定状況を確認し、未策定事業者への啓発、計画見直しが行われているかのフォローアップを行う。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 前掲Ⅰ現状（1）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、当商工会と当村との連絡ルート・手法について毎年度初めに確認する（訓練は必要に応じて実施）。

〈2、発災後の対策〉

発災時には人命救助を第一とし、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

(a) 職員等の安否確認

- ・勤務時間内の場合は発災後速やかに職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、地域に於ける家屋被害や道路状況等、把握した範囲の大まかな被害情報を速やかに当会と当村で共有し、当会の災害対策本部の設置並びに BCP の発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し発災後速やかに報告する。尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、事務局長および経営指導員とするが、二次災害の防止を図るため、通行止めや警報が出ている場合は解除後に出勤する。
- ・情報共有、報告、確認等を行ううえでの情報通信手段については、LINE グループ（中芸地区商工会）、携帯電話を主に利用し行う。
- ・安否確認において確認する被害状況は以下の内容とする。
 - ①職員本人及び家族の被災状況
 - ②職員本人及び家族、周辺の家屋の被害状況
 - ③職員本人の出勤経路における道路状況
 - ④その他業務遂行に影響する被害

(b) 商工会施設の被害状況の確認

- ・津波災害や地震による設備の損壊が発生した際には、現在の施設において応急対策を実施することが困難となる可能性がある。施設の被害状況の確認を事務局長および経営指導員が行い、応急対策が実施困難と判断された場合には代替施設にて応急対策を実施する。

(c) 感染症の発生時

- ・各種感染症が国内で発生した際には、国・県等の指針に従い、感染予防対策を実施する。（検温による職員の体調確認・パーテーションの設置・職員の手洗い・マスク着用の徹底等）また職員や家族に感染者（濃厚接触者）が出た場合については、拡大を防ぐため、同指針に従い濃厚接触者の特定や自宅待機等の対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡体制を迅速に行い、応急対策を講ずる場合は、当会と当村の間で協議のうえ被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。想定する応急対応の内容は、概ね次の判断基準とする。

被害規模の目安と想定する応急対策

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	◎地区内の 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ◎地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ◎被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは連絡網が遮断されており確認ができない	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務 ◎復興支援策を活用するための支援業務

被害がある	◎地区内の 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	◎目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・効果的な応急対策を実施するためには、当村が実施する応急対策の活動情報を共有しておくことが重要となるので被害情報等について以下に定める頻度で共有を行う。

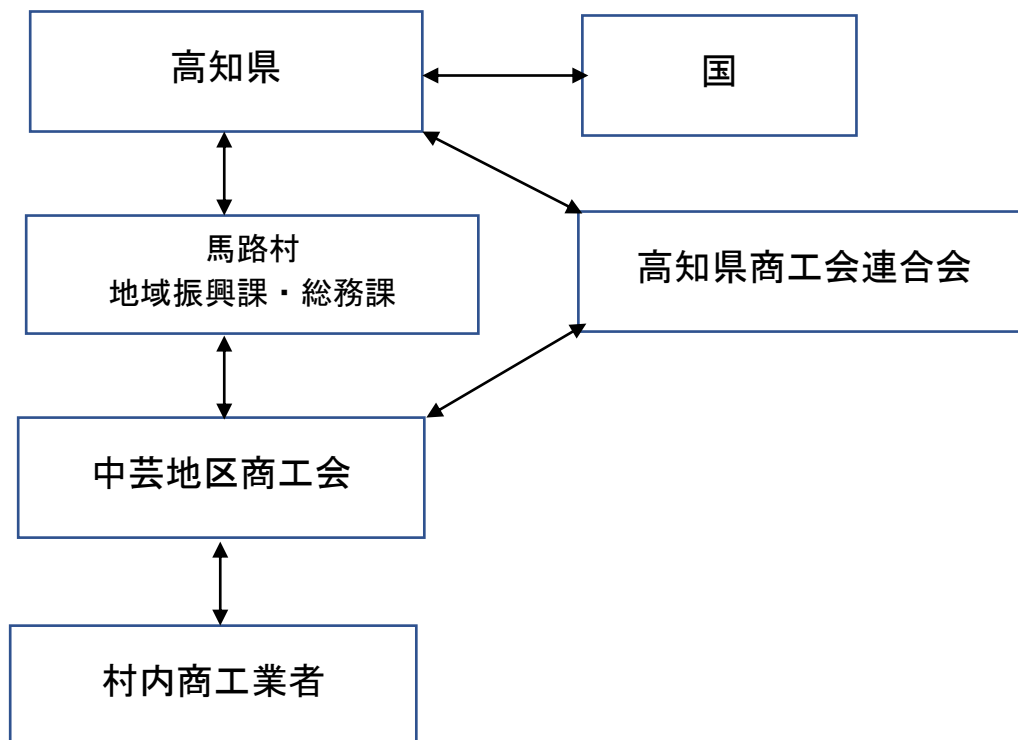
被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1 週間以内	1 日に 2 回（10 時、15 時）共有する
2 週間以内	1 日に 1 回（15 時）共有する
1 月以内	2 日に 1 回共有する
1 か月超	1 週に 1 回共有する

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村に設置される感染症対策本部の方針に則り、当会による感染症対策を行う。

〈3、発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発災時は、地区内の商工業者及び管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組みを構築する。連絡体制図は以下の通りである。



- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土砂災害が発生する危険性が増大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を、関係機関を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について馬路村災害対策本部の指示を確認する。
- ・被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、独自の様式をもって行う。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業 BCP 運用指針第 2 版(復旧費用の算定)』に基づき、事業の復旧に必要な費用(再調達価格)を見積もることとする。
- ・当会と当村が共有した情報を高知県の指定する方法により報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当村より高知県へ報告する。

〈4、応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置等については関係機関と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会館「本所(田野町)」において実施する。商工会館本所が被災し、利用が出来ない場合の代替施設については、関係機関と相談のうえ、早期に確保する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や高知県、馬路村の施策)について地区内小規模事業者に周知する。

〈5、地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・高知県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・連携する保険会社との情報を共有し、復旧資金の調達に支障がないよう支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当村・当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

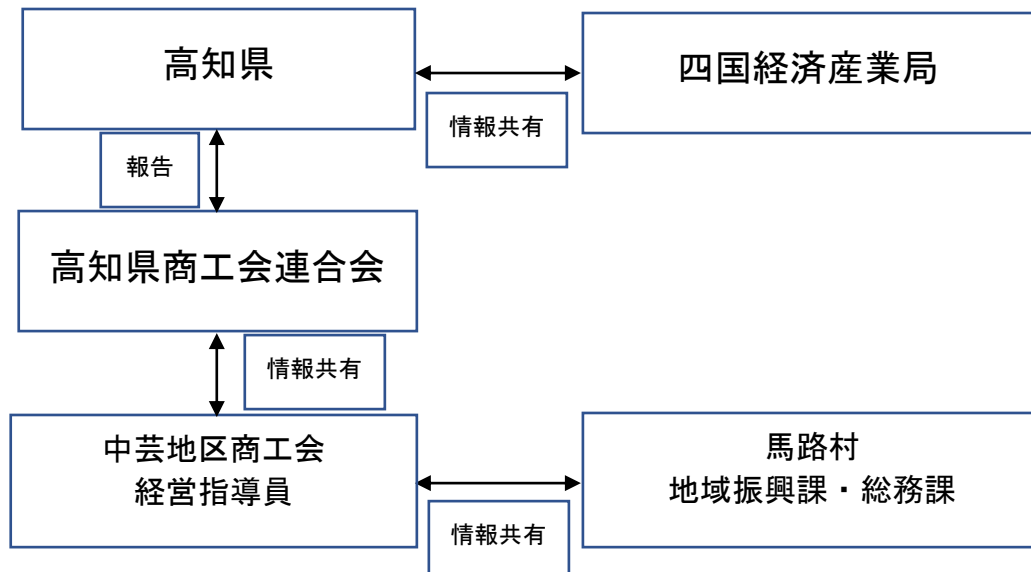
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 12 月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 久保田枝里（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取り組みの企画や実行
特に、小規模事業者による BCP（事業継続力強化計画）の策定支援と策定後の自主点検による見直しを提言し、当該計画の実効性を高めていく。
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

中芸地区商工会

〒781-6410 高知県安芸郡田野町 1767-12

TEL : 0887-38-3141 FAX : 0887-38-2411

E-mail : chuugei@kochi-shokokai.jp

②関係市町村

馬路村 地域振興課

〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地

TEL : 0887-44-2114 FAX : 0887-44-2779

E-mail : shinkou@vill.umaji.lg.jp

馬路村 総務課

〒781-6201 高知県安芸郡馬路村大字馬路 443 番地

TEL : 0887-44-2111 FAX : 0887-44-2779

E-mail : soumu@vill.umaji.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催参加費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、町補助金、高知県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	